

平成 19 年 7 月 27 日

サービス産業動向調査実施計画(案)

1 調査の目的、利活用

サービス産業動向調査は、我が国におけるサービス産業全体の動向を明らかにし、Q Eを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

主な利活用方策は、次のとおりである。

サービス産業全体の約 2 割（産出額ベース）に相当する業種において産出額の情報が不十分となっており、これらの業種を中心に、Q E の推計精度の向上に資する。

生産と雇用の動向の関係などから、サービス産業における短期的な景気動向や雇用吸収などの雇用動向を明らかにする。

サービス産業全体の動向を概括的に把握することにより、各種行政施策等の基礎資料を提供する。

2 位置付け

サービス産業動向調査は、平成 20 年度から、承認統計調査として総務省（統計調査部）が実施する。この後、平成 21 年経済センサス名簿が整備される時期を目途に調査設計の見直しを行い、指定統計調査として実施する。

注）承認統計調査として実施する間、データの蓄積を行い、データの安定性、季節変動の状況、地域表章の方法等について検証を行う。この検証結果を踏まえ、また、平成 21 年経済センサス名簿の整備に併せて、標本設計を始めとする調査設計の見直しを行う。

3 調査の範囲

(1) 調査の地域

全 国

(2) 調査の対象

次に掲げる産業を主産業とする事業所のうち、標本理論に基づき抽出された事業所について行う。

調査対象産業

日本標準産業分類大分類

- ・「H 情報通信業」
- ・「I 運輸業」
- ・「L 不動産業」
- ・「M 飲食店、宿泊業」
- ・「N 医療、福祉」

（小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。）

- ・「O 教育，学習支援業」
（中分類「76 学校教育」を除く。）
- ・「Q サービス業（他に分類されないもの）」
（小分類「832 家事サービス業」、中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。）

注）指定統計調査の存在や他業種との相違などのため、大分類「J 卸売・小売業」、大分類「K 金融・保険業」及び大分類「P 複合サービス事業」は、調査の対象から除外する。

4 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査開始 1 か月目は「1 か月目用調査票」、調査開始 2 か月目以降は「月次調査票」を用いて調査を実施する。

(2) 調査事項

「1 か月目用調査票」及び「月次調査票」において、それぞれ次の表に掲げる事項を事業所単位で調査する。

調査事項	1 か月目用 調査票	月次 調査票
経営組織及び資本金等の額	○	
事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査前月〕	○	
事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査月〕	○	○
事業所の月間売上高（収入額）〔調査前月〕	○	
事業所の月間売上高（収入額）〔調査月〕	○	○
事業所の主な事業の種類	○	

5 標本設計

(1) 抽出方法

母集団は、平成 18 年事業所・企業統計調査名簿（経済センサスによる名簿が整備された場合は、最新の経済センサス名簿）を用いる。

従業者数 10 人以上の事業所は、産業、従業者規模別層化抽出により 28,000 事業所、従業者数 10 人未満の事業所は、産業別層化 2 段抽出により 11,000 事業所を抽出し、合計 39,000 事業所を抽出する。

(2) 標本の交替

結果の安定性及び前年同期比結果等の精度向上の観点から、調査事業所は原則として 2 年間継続して調査し、毎年 1 月に、2 分の 1 ずつ交替する。

なお、交替することにより、精度を担保するだけの標本数の確保が困難な層については、交替を行わない。

(3) 廃業及び新設等の取扱い

母集団名簿の切替えの間における廃業及び新設等の取扱いは、次のとおりとする。

廃業した事業所又は事業転換があった事業所については、判明した時点で調査対象から除外し、毎年1月の標本交替の時期に合わせて、相当する標本数を追加する。なお、標本の交替を行わない層の事業所については、代替調査事業所は存在しないことから除外のみ行う。

新設された事業所又は事業転換により調査対象業種へ参入した事業所については、現状においてこれを把握し、抽出することが困難であることから、標本への追加は行わない。

なお、新設事業所等の取扱いについては、今後、行政記録等により、当該事業所の産業、従業者数など標本抽出に必要な情報が整備された場合には、改めて検討を行う。

6 調査の期日（調査開始時期）

調査は、毎月末日現在で行い、従業者数10人以上の事業所は平成20年7月分から、従業者数10人未満の事業所は同年10月分から実施する。

7 調査方法

(1) 調査の方法

調査は、従業者数が10人以上の事業所は郵送・オンライン調査を中心に、従業者数が10人未満の事業所は調査員調査を中心に実施する。

(2) 申告の方法

申告は、調査事業所の事業主又は事業主に代わる者^{注)}が、配布された調査票に記入する方法により行う。

注) 事業主に代わる者について

事業主に代わる者とは、調査事業所の経理担当者などのほか、調査事業所を統括する本社等の経理担当者など、調査事業所の事業主に代わって調査票に記入できる者とする。

なお、調査事業所に所在しない経理担当者などが申告する場合は、申告者が所在する事業所に調査票を配布する。

(3) 既存統計調査との重複に係る取扱い

特定サービス産業動態統計調査などの既存統計調査と重複する調査事業所については、既存統計調査の個票データから所要の項目の提供を受けることにより調査に替える。

なお、指定統計調査として調査設計の見直しを行う際に、既存統計調査との関係の整理を行う。

8 調査の系統及び主要事務

(1) 調査の系統

調査は民間調査機関（以下、「調査受託業者」という。）に委託し、次の2つの系統により実施する。

ア 郵送・オンライン調査

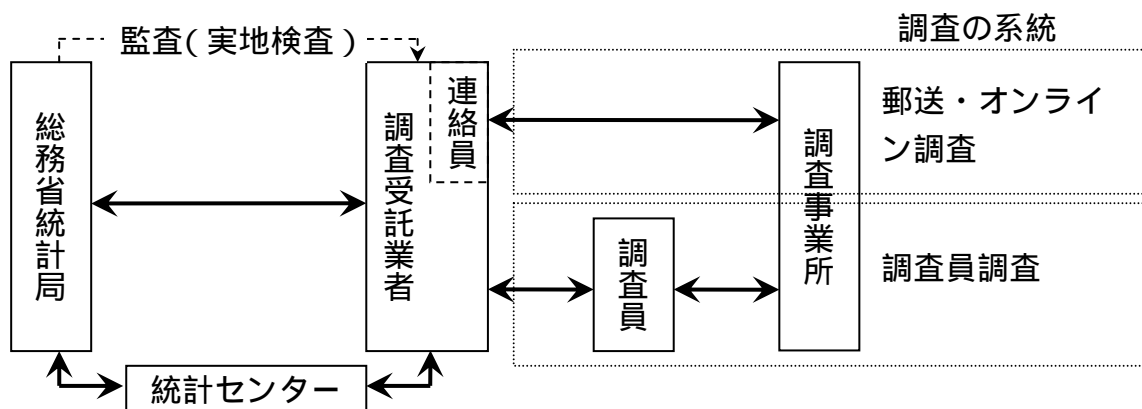
郵送により、調査票の配布・回収を行う調査系統。調査事業所への直接の対応は連絡員が行う。なお、調査事業所の希望により、オンラインによる申告を認める。

オンライン調査は、『統計調査等業務の業務・システム最適化計画』に基づくオンライン調査システムにより実施する。

イ 調査員調査

調査受託業者が選任した調査員が調査事業所に直接訪問し、調査票の配布・回収を行う調査系統。

なお、調査事業所の希望により、郵送・オンライン調査による申告を認める。



(2) 主要事務

ア 国の事務（企画、実査準備、公表）

調査用品の原稿作成、調査事業所の抽出、調査受託業者に対する指導・監査、結果表の審査・公表などの事務を行う。

イ 独立行政法人統計センターの事務（審査、製表）

記入済調査票の入力・審査、欠測値処理、結果表の作成・審査などの事務を行う。

ウ 調査受託業者の事務（実査準備、実査）

調査用品の印刷、調査の事務日程の作成、調査員の選任、連絡員^{注1)}・調査員^{注2)}に対する指導、調査協力依頼はがきの郵送、調査事業所の状況確認、調査協力依頼、調査票の配布及び回収、督促、記入指導、問い合わせへの対応、調査の実施状況の報告、記入済調査票の検査、調査関係書類の整理・提出などの事務を行う。

注 1) 連絡員の事務

連絡員は、調査受託業者の事務のうち、電話等の手段により調査事業所の状況確認、調査協力依頼、督促、問い合わせへの対応などの事務を行う。

注 2) 調査員の事務

調査員は、調査受託業者の事務のうち、調査事業所に直接訪問し調査事業所の状況確認、調査協力依頼、調査票の配布及び回収、記入指導などの事務を行う。

9 集計事項

集計は、統計の目的・利活用を踏まえ、産業別の売上高や従業者数など、必要な事項について行う。また、表章地域は全国とする。

表章する産業分類は、原則として、調査の対象である日本標準産業分類中分類のすべてとし、特に必要な産業については、小分類・細分類についても表章する。

10 結果の公表

集計結果の公表は、前年同月比の公表が可能となる 21 年 10 月分から実施する。

なお、調査開始から公表までの間データの蓄積を行い、実データを踏まえた欠測値補定法、異常値の処理方法、調査方法の改善等を行う。